

## [事案 2024-286] 年金保障期間変更等請求

・令和7年9月26日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、年金保障期間の変更等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成5年7月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、10年の年金保障期間を20年に変更するとともに、正当な配当金を支払ってほしい。

- (1) 申込時、本契約の詳細は認識していなかったが、申込後に募集人Aが保険証券を持ってきた際、「この保険は10年間の保障期間とその後10年間生存している間年金が支払われる」との説明を受けた。その後、何かの機会に募集人Aが訪問してきた際に、再度、同様の説明を受けた。
- (2) 配当金について、保険証券には、積立となり年金の増額で支払うと明記されている。また、令和元年7月に送られてきた年金支払証書には、配当金は年金支払開始日以後年金を増額すると記載されているので、正当な配当金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の募集人は、募集人ABの2人で、募集人Aは退職済である。募集人Bは、30年以上前のことであるため契約時の詳細なやり取りは覚えていないが、パンフレット等の募集資料にもとづき保障内容を説明し、申立人は年金保障が必要とのことと納得して加入いただいたと記憶している。また、本契約の年金保障期間は10年または15年であり、申立人が主張するような20年という取扱いはない。
- (2) 当社は、毎年、契約内容通知文書を発行しており、申立人が本契約の保障内容を確認することは可能であった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人および募集人Bに対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。